

平成 27 年 1 月 1 日

社会福祉法人三芳厚生福社会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、つぎのように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日

2. 内 容

目標 1 すでにある育児・介護休業に関する諸制度を全職員に周知徹底

<対策>

・平成 27 年 1 月～

育児・介護休業法及び法人規程に対する説明を職員会議にて行う。

目標 2 育児休業を取得しやすい環境の整備、及び取得促進を図る

<対策>

・平成 27 年 1 月～

職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知徹底する。

・平成 27 年 1 月～

育児休業中の職員で希望する者を対象とする職場復帰のための説明会を随時行う。

目標 3 年次有給休暇の取得促進を図る

<対策>

・平成 27 年 1 月～

年次有給休暇の取得状況を把握し、必要に応じて職員数を増やし、休暇の取得しやすい環境を整備する。